

Ⅱ 今後の取組み

【西駒郷利用者の地域生活移行の見通し】

平成 22 年 9 月 1 日現在の利用者及び家族への地域生活移行希望に関する聴取り調査では、利用者 159 人のうち 53 人が入所施設ではなく地域での生活を希望しています。

また、障害が重く意思を確認できなかった利用者の家族のうち 4 家族は地域生活に移行することを希望しています。

現在の西駒郷は重度化や重複障害等、地域での生活に困難をともなう方が増えていますが、この基本構想の最終年度である平成 24 年度までに、利用者及び家族の希望に沿って、利用者の地域生活移行が実現できるように努めます。また、25 年度以降も利用者への地域生活移行についての聴取り調査を継続し、地域生活を希望される方の移行に向けた支援を行っていきます。

なお、今後はより手厚い地域生活支援の体制整備が求められるようになりますが、計画通りに移行が進めば、西駒郷の入所利用者数は 106 人となります。

○地域生活移行等の見通し（平成 22 年度～平成 24 年度）

平成 22 年度から平成 24 年度の 3 年間で、移行人数は次のとおり想定しています。

- ・地域生活移行 (a) 62 人（平成 22 年度上半期実績及び聴取り調査結果を参考に想定）
- ・他施設等への移行 (b) 10 人（過去 3 年間の実績を参考に想定）
- ・新規入所等 (c) 12 人（再入所を含め年間 4 人程度と想定）

（単位：人）

年 度		H22	H23	H24
入所者数（年度当初）		166	145	126
地域生活 移行者等数	地域生活移行 (a)	22	20	20
	他施設等への移行 (b)	3	3	4
	新規入所等 (c)	4	4	4
	計 (a+b-c)	21	19	20
入所者数（年度末）		145	126	106

【地域生活に向けた主な支援】

今後、地域生活支援を進めるに当たっては、次の6つの項目について重点的に取り組みます。

1 生活の場の確保

生活の場の確保については、社会福祉施設等整備事業等により、利用者の意向を踏まえた障害者グループホーム等の必要量を確保するとともに、世話人研修等を通してサービスの質の向上を図ります。

2 日中活動の場の確保

日中活動の場の確保については、就労支援の取組みを強化するとともに、生活介護事業所の拡充も図ります。

3 相談支援体制の充実

圏域ごとに設置した障害者総合支援センターの相談支援体制を充実し、生活をきめ細かく支援するケアマネジメントを担う人材を確保できるよう努めるとともに、圏域の地域自立支援協議会*を支援します。また、地域生活の安心を高めるために、入所施設やサービス事業所の地域生活をサポートする機能強化を図ります。

4 権利擁護の体制の充実

身近な支援者により障害のある方の権利が擁護され、地域で安心した生活がいつまでも送れるようにします

5 支援する人材の育成

地域生活支援（ケアマネジメントやサービス提供）を担う人材の資質向上を図ります。

6 障害者理解の促進

障害のある方に対する地域の人々の理解と認識を一層高めるため、啓発活動を積極的に実施します。

1 生活の場の確保

希望する地域で暮らせるよう、全県にグループホーム等を整備します。

平成 20 年度からグループホーム等の設置は国庫補助の対象となり、国でもより積極的に地域生活支援を進めています。県としては、従来から単独の補助を行ってきていますが、今後もグループホーム等を設置しようとする法人や市町村等と密接な連携を図り、計画がスムーズに具体化するように支援していきます。

サービス面では、世話人やサービス管理責任者を対象とした研修会を実施することで資質の向上を図り、利用者の地域生活の充実度を高めます。

また、利用者保護の観点に立ち、事業者による適切なサービス水準の確保を図るため、グループホーム等事業者への実地指導を行うとともに、利用者と面接し、支援が必要な場合は市町村、障害者総合支援センター等と連携して対処します。

○グループホーム等設置状況（平成 22 年 6 月 1 日現在）

指 定 事 業 所 数	129 所
共 同 生 活 住 居 数	348 戸
定 員	1,785 人

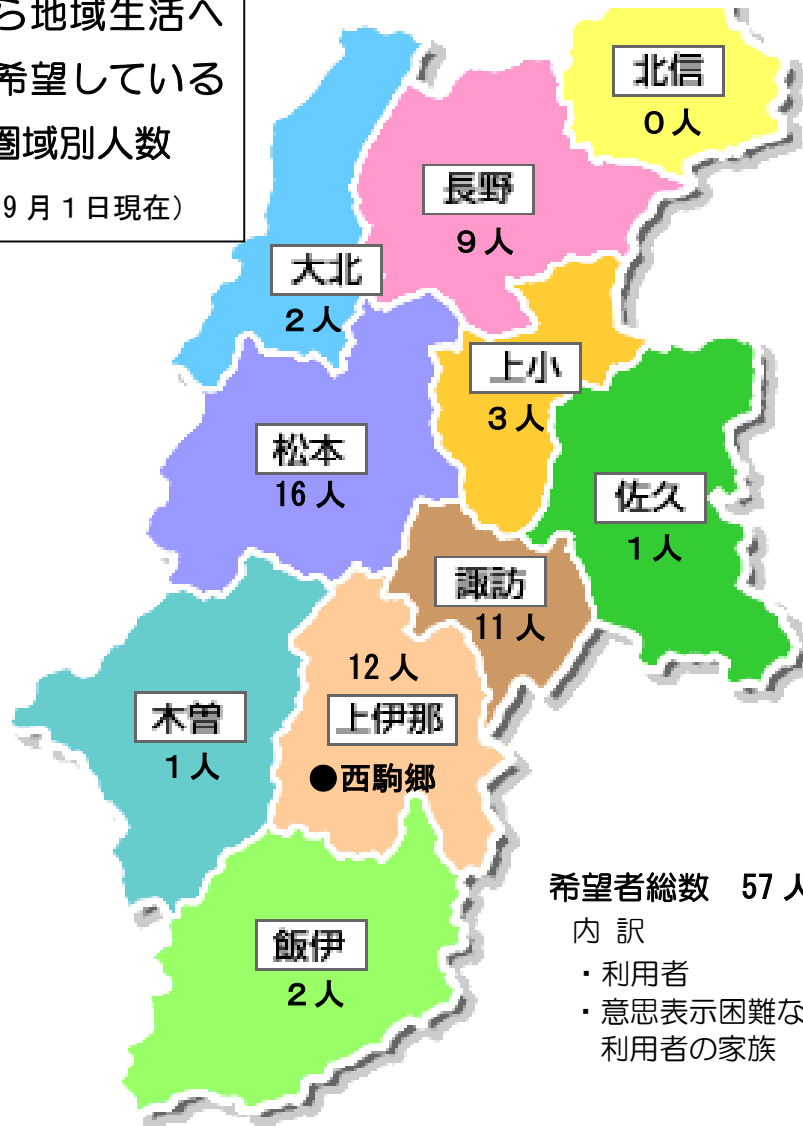
○グループホーム等設置の見通し（平成 22 年度～平成 24 年度）

年 度	H22	H23	H24	計
グループホーム等数(か所)	20	28	28	76

※平成 22 年度は計画中的数。23 年度以降は障害者プランのサービス見込み量に基づく推計。

西駒郷から地域生活への移行を希望している方の出身圏域別人数

(平成 22 年 9 月 1 日現在)



重症心身障害者、強度行動障害*のある方や自閉症*の方等を対象としたグループホーム等を支援します。

障害の重い方は地域生活移行できないのではないかという心配があることから、障害の特に重い方についても、必要な支援を組み合わせることにより、地域で生活することが可能となるような施策の充実が求められています。

県では平成 15 年度から、医療的なケアが必要な重症心身障害者のグループホームを、平成 16 年度からは、医療的なケアまでは必要ないが手厚い支援体制が必要な障害の重い方を支援するためのグループホームを制度化しました。

その後、平成 18 年 10 月に障害者自立支援法において「ケアホーム」が制度化さ

れたことから、これらの施策を活用し、現在9か所のケアホームで障害が特に重い方に手厚い支援が行われています。

これらの住まいから、生活介護事業所等に通所し、ゆったりとした日中の生活ができるように取り組まれています。

また、重度障害者等包括支援事業所*でも複数のサービスを組み合わせることにより重度の方を支援しています。



県営住宅等公営住宅やアパートの単身入居を促進します。

平成18年2月から、知的障害者及び精神障害者が公営住宅に単身で入居できるようになりました。障害のある方が公営住宅や、民間のアパートに安心して住めるよう、障害者自立支援法の居宅介護事業、相談支援事業、居住サポート事業*など必要なサービスを活用し、市町村や社会福祉法人と連携した居住支援の仕組みを構築していくことが必要です。

2 日中活動の場の確保

(1) 就労の場

一般企業の雇用が可能となるよう、障害者就業・生活支援センター*を全ての障害保健福祉圏域に設置して内容の充実を図り、企業への就労支援を進めます。

一般就労に向け、県下 10 の圏域に障害者就業・生活支援センターを設け、就業支援ワーカー*と生活支援ワーカー*を配置しました。地方事務所の求人開拓員*とも連携して、ジョブコーチ*などの障害者就業支援施策を活用し、障害者雇用の促進を図ります。また、障害者職業センターやハローワーク等関係機関との連携を強化します。

また、平成 21 年 9 月からは離職を余儀なくされた障害者の再就職を支援する再チャレンジ支援ワーカー*を離職者の多い 5 圏域に配置しています。

県関係の庁舎内における就労の場の拡大とともに、市町村や企業に対して就労の場の拡大について働きかけます。

平成 14 年度から県庁舎、全合同庁舎等の県施設で、清掃業務の一部を障害者支援施設等へ委託しています。また、平成 16 年 3 月から県庁舎内で、障害のある方がワゴンで職場を回り、コーヒーや、授産施設等で作ったパン・クッキーを販売する「ワゴンカフェ」を行っています。

平成 20 年に地方自治法施行令が改正され、地方公共団体が障害者支援施設等と随意契約ができる場合として「物品を買い入れる契約」に加えて「役務の提供を受ける契約」が規定されました。県では、こうした制度の趣旨も踏まえて、授産施設等の製品や提供できる役務に関するカタログを作成し、市町村等に配布して利用を呼びかけるとともに、企業に対しても理解を呼びかけています。

また、県では、障害のある方の雇用機会の拡大を図るとともに、業務を通じて得られた経験を活かして一般企業への就職を促進するため、障害のある方のチャレンジ雇用事業*を平成 19 年度から開始しました。平成 19 年度は障害のある方 2 人を非常勤職員として採用し、その後配置箇所、採用人数を増やし、平成 22 年度は知事部局

で5人、教育委員会で11人障害のある方を採用しています。

長野県工賃倍増5か年計画に基づき、就労継続支援事業所等における利用者の工賃アップを支援します。

就労支援事業所などを利用している障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害年金をはじめとする社会保障給付等による収入と合わせて、工賃水準を引き上げることが重要です。

県では、平成20年3月に「長野県工賃倍増5か年計画」（平成19～23年度）を策定し、国庫事業等を活用しながら福祉施設と一体となって工賃アップに取り組んでいます。

平成20年度からは工賃アップに向けた各種セミナーの開催や工賃アップ推進員*、工賃アップアドバイザー*による訪問相談や個別指導などにより、事業所の状況に応じた計画策定ができるようきめ細かく支援をしてきました。

また、民間の多様な人材を施設のニーズに応じて派遣し、専門的な知識に基づくアドバイスを実施するとともに、企業等に出向いて作業を請け負う施設外就労の取組みの普及拡大などを支援しています。

こうしたなか、平成22年11月現在で、工賃アップ計画対象施設149施設のうち、66%にあたる99施設が工賃引上げ計画を策定して、工賃アップに取り組んでおり、今後は、成功事例の周知等により更なる取組みの拡大を図ります。

区 分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標(H23)
月額平均工賃 (単位:円)	10,548	10,955	10,771	12,279	22,000
工賃支払総額 (単位:千円)	251,243	270,938	339,094	388,396	—
対 象 事 業 所	92か所	96か所	114か所	123か所	—

(2) ゆったりとした活動の場

生活介護事業所等の整備を促進するとともに、既存施設の改修費等に対する補助事業を実施するなど、障害の重い方たちの日中活動の場を充実していきます。

障害が重く、福祉的就労の困難な方々のために生活介護事業所等の整備を図ってきており、平成 22 年 4 月現在、通所の生活介護事業所が 62 箇所設置されています。生活介護事業所では、軽作業やレクリエーションなどを通じて生きがいのある充実した日中活動の場が確保されるよう支援します。

また、平成 18 年度には「重症心身障害児者通園事業」*を拡充し、医療的ケアを必要とする方を含め在宅の障害の重い方たちを支援しているところです。平成 22 年度現在、県下 11 か所で重症心身障害児者の通園事業所で支援をしています。

(3) 在宅支援、余暇活動支援の充実

地域生活支援事業の充実を市町村に働きかけるなど、在宅生活を積極的に支援します。

障害者自立支援法により、相談支援、移動支援や日中一時支援などの在宅障害者へのサービスが市町村の地域生活支援事業として位置づけられました。

地域生活支援事業には、このような、障害のある方が地域で生活するために欠かせない事業が多くあるため、市町村に対して事業への積極的な取組みを働きかけるとともに、国に対して財源確保を求めています。

また、タイムケア事業*を実施するなど在宅生活を支援します。

障害者の週末等の余暇を充実し、社会参加を促進します。

入所施設から地域生活に移行された方の中には、週末の過ごし方に不安や戸惑いを感じる方も多いと思われるので、週末や夜間の余暇活動への支援が必要です。

そこで、障害者の週末等の余暇の充実を図るため、「障害者ふれあい支援事業」を実施しています。

また、スポーツを通じて充足感や人と交流する楽しみを得られるよう、圏域ごとや全県の障害者スポーツ大会を実施しています。



3 相談支援体制の充実

障害保健福祉圏域ごとの障害者総合支援センターと、市町村が設立する地域自立支援協議会とが車の両輪となり、地域の障害者福祉を支えるネットワークを構築していきます。
さらに地域自立支援協議会の活動が充実するよう支援します。

障害のある方の地域生活を支える相談支援機関として、平成 16 年度から 3 障害の相談をワンストップで受け止めて支援する障害者総合支援センターを各圏域に設置しました。現在、センターには、市町村で配置した相談支援専門員に加え、県で配置した生活支援ワーカー、再チャレンジ支援ワーカー、その他就業支援ワーカーなど計 167 名の相談支援従事者が配置され、障害のある方を総合的に支援する体制となっています。

また、各センターはその事務局を務めるなど、地域自立支援協議会と一体的に連携して活動をしており、ネットワークを活用した相談支援が行われています。

障害者自立支援法の改正により、地域自立支援協議会の法的な位置付けが明確となるほか、市町村等の相談支援体制の強化が図られる見通しであり、さらにきめ細かい相談支援体制が構築されていくよう、県としても取り組んでいきます。

利用者の高齢化等に備え、障害者総合支援センター、相談支援事業所、各サービス提供事業者と連携して、生活をきめ細かく支援するケアマネジメント体制を整備するよう努めます。

本人のニーズに寄り添い、地域の社会資源を総合的に活用して、生涯を通じて生活を組み立てて行けるようなケアマネジメントの体制を整備するよう努めます。

ケアマネジメントは、高齢化等、本人の生活状況の変化に応じて、相談支援専門員や事業所のサービス管理責任者、介護支援専門員等が市町村との協力関係を保ちつつ、適切に引き継ぎながら行う必要があります。

今も、障害のケアホームで生活しながら介護保険のデイサービス*に通って、地域で張りのある老後の生活を送っている方がいます。これは、障害サービスの相談

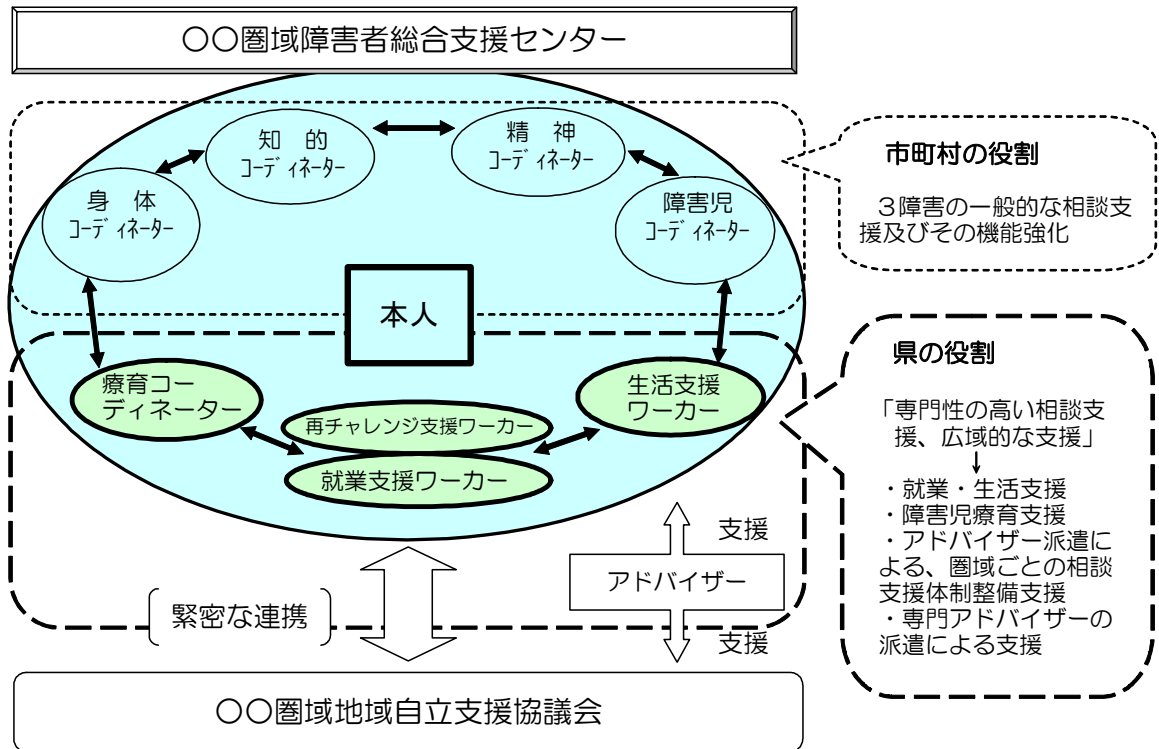
支援により、介護保険のケアマネージャーとの連携の下に組まれたプランで行われているものです。

このように、障害のある方が高齢化や病気等により身体介護が必要になっても、希望する地域で暮らせることを目指し、障害福祉サービスや介護保険サービス等を十分活用して地域生活を支援していくことができるようにします。

このようなケアマネジメントの体制を実現していくためには、身近な地域に多くの相談支援従事者等を配置する必要があります。そのため、一部の市町村では単独事業により「ケアプランナー」を配置して相談支援を実施しています。

今回の障害者自立支援法の改正により、サービス等利用計画案を作成する等の相談支援を行った場合や、地域生活に定着するための支援を行った場合に、個別給付が行われるようになるなど、相談支援事業が充実されることとなりました。この改正内容を活用し、市町村と連携しながら、多くの事業者が指定相談支援事業を実施するよう働きかける等により、全県においても、きめ細かく生活を支援するケアマネジメント体制を整備していきます。

障害者のための相談支援体制



人的配置	業務内容	人数 (H22)
相談支援体制整備推進 アドバイザー	○地域のネットワーク構築に向けた指導、調整 ○地域における専門的支援システムの立ち上げ	10人
療育コーディネーター*	○相談、各種福祉サービス等の全体調整 ○訪問、外来等による療育指導 等	15人
生活支援ワーカー	○生活全般の相談支援 ・金銭、衣食住に関すること、余暇活動、健康等の日常生活上の配慮 ・近隣、親等との関係調整や緊急時の対応等支援活動	13人
就業支援ワーカー	○就業に係る相談支援 ・職業生活全般に係る相談 ・就職、職場実習に係る相談支援 ・就職後の職場定着支援 ・事業主に対する相談支援	22人
再チャレンジ支援ワーカー	○主に離職した障害者の再就職に向けた支援	5人
3障害（身体・知的・精神） 支援コーディネーター	○相談、各種福祉サービス等の全体調整 ○地域の啓発活動 等	85人

自閉症等発達障害*児者に対する支援の充実に努めます。

行動障害への対応には自閉症等発達障害への理解が欠かせません。

長野市にある精神保健福祉センターには発達障害者支援センター*が設置されており、福祉、保健・医療、教育等の関係者に対する研修やセミナーを実施して人材を養成するとともに、関係機関の行なう療育に対する技術支援をしています。また、「自閉症支援ガイドライン 2005」、パンフレット「発達障害者の就労を支えるために」等の活用や講演会の開催を通じて、発達障害への理解が進むよう普及啓発に努めています。中南信地域にも窓口が設けられています。

障害者総合支援センターでも、療育コーディネーターが中心となり、幼児期から成人に至るまでの支援を行っています。

今後も発達障害の支援体制を強化していきます。

地域の生活で起こってくる困難な事態に対応できるような支援体制を構築するように努めます。

地域で生活していると、心身の具合が悪くなったり、他の人とうまく行かなくなったりといった事態はしばしば起こることです。

このような時、いつでも支援が得られるよう、随時の短期入所の受入れと相談支援体制が取れるよう支援事業所の整備を図っていきます。

また、生活上困難な事態がしばらく続きそうな時には、地域での生活環境を立て直したり、本人の気持ちを整理することができるよう、西駒郷及び他の入所支援の施設に一定期間入所できるような体制作りを図ります。

これらの短期入所や入所は、前出のケアマネジメントを担う人材の支援のもとに、地域での落ち着いた生活に戻ることを常に目指して、個別支援会議や個別支援計画に基づき行われるものとなります。

4 権利擁護の体制の充実

障害のある方が地域で安心して生活を送るためには、権利擁護の取組みが重要です。障害者総合支援センターや市町村社会福祉協議会など関係機関との連携をさらに強化するとともに、権利擁護を更に推進するための「成年後見センター」（仮称）が整備されるよう支援します。

親や兄弟など身寄りがなくとも、地域で安心して生活を送るためには、金銭・財産管理に関する支援や消費者被害の防止など、権利擁護の取組みが重要です。

地域で生活している方の身近な相談相手、支援者としては、グループホーム等の世話人やバックアップ施設の職員、そして、圏域ごとに設置する障害者総合支援センターの相談支援専門員、生活支援ワーカー等がいます。

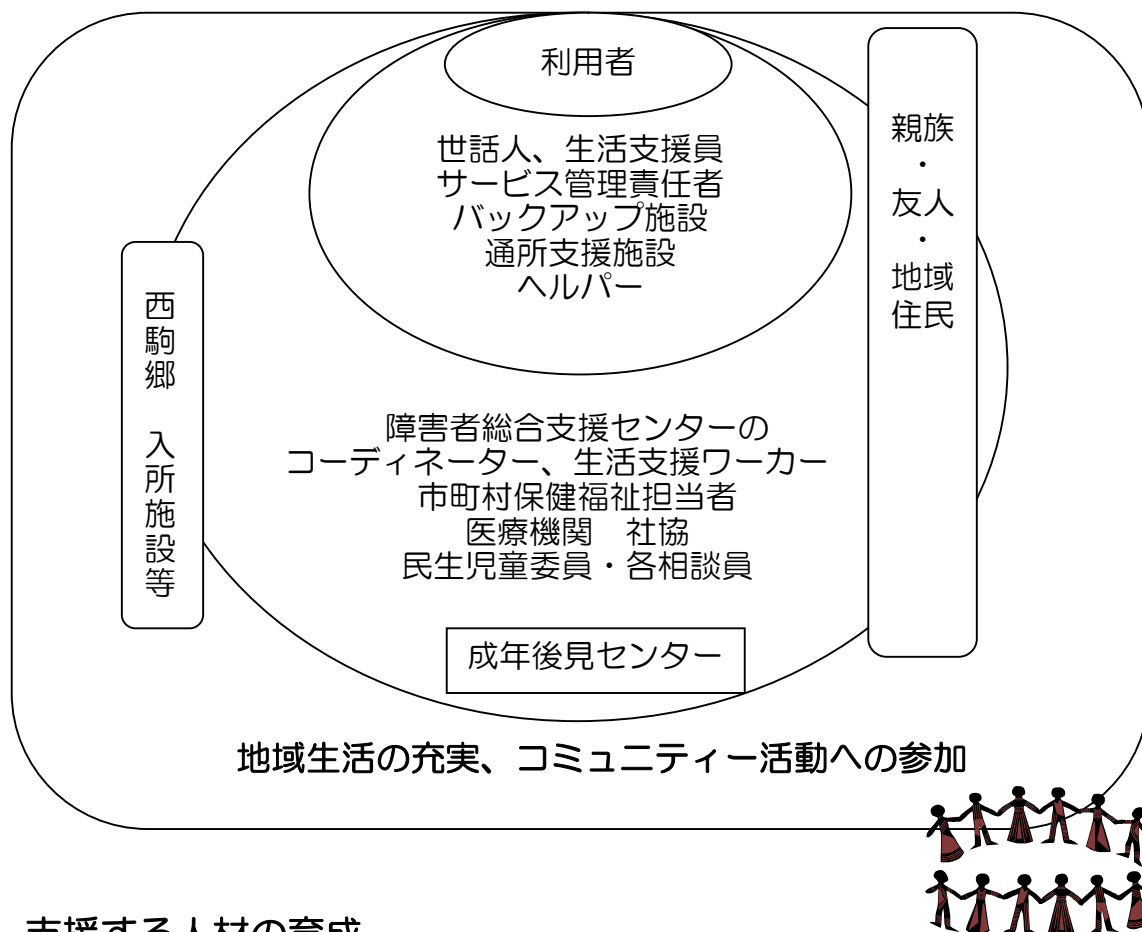
今後さらに、生活をきめ細かく支援するケアマネジメントを担う人材の充実を図るとともに、地域福祉権利擁護の相談窓口である社会福祉協議会をはじめとした関係機関や団体とのネットワークを圏域ごとに構築し、総合的な支援ができるよう体制を整備していきます。

対応が困難な、法律上の手続きが必要な事案の相談支援や成年後見制度*利用の支援に対応できる「成年後見センター（仮称）」設置については、「地域福祉総合助成金*」を活用し、市町村を支援していきます。

また県では、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者に対するサービス選択の一助となる情報を提供するため、平成 17 年 12 月から福祉サービス第三者評価*を開始しました。今後とも、評価機関の認証、評価手法や評価項目（調査票）の策定、評価調査者の養成研修や継続研修等を実施し、制度の普及に努めます。

さらに、県では障害のある方もない方も誰もが暮らしやすい社会を目指して「障害者差別禁止条例（仮称）」を策定することとしており、その中で障害者の権利を一層守れる体制が構築できるよう取り組んでいきます。

グループホーム等の利用者を支える人の輪のイメージ図



5 支援する人材の育成

地域生活支援（ケアマネジメントやサービス提供）を担う人材の
質量ともに向上を図ります。

障害のある方が地域生活を送る上で大切なのは、支援者です。障害のある方の生活の質の向上のためには、支援者の資質の向上が欠かせないものであり、支援する人材の育成が重要な課題となっています。

県では、障害者自立支援法に基づく相談支援従事者研修（初任者及び現任者研修）やサービス管理責任者研修を実施していますが、今後は障害者に対する虐待防止など個別テーマの研修も実施して、障害者の地域生活を支えるマンパワーの確保と資質の向上を図っています。さらに、平成22年に設立された長野県相談支援専門員協会などの団体とも連携を図り、支援者向けの研修体制の構築を図ります。

また、グループホーム等の世話人などの資質向上を図る研修を、障害者総合支援センター等の協力を得て実施していきます。

6 障害者理解の促進

障害がある方に対する地域の人々の理解と認識を一層高めるため、様々な啓発活動を実施します。

依然として障害のある方に対する偏見や差別といった「心の壁」はあり、啓発等の施策の一層の充実により「心のバリアフリー*」を実現することが必要です。

このため、県では障害者プランに沿って「障害者週間」などの啓発活動を実施するほか、長野県障害者社会参加推進センターでは障害者社会参加推進フォーラムを実施し、障害のある方とない方が共につくるコミュニティを目指していきます。

前述（27 ページ）のように県では「障害者差別禁止条例（仮称）」を策定することとしていますが、策定までの取組みの中で障害者の生活しづらさ等を広く県民に理解していただくなど、障害者への理解を深める機会としていきます。

また、障害者総合支援センターでは地域に根ざした相談支援の機関として、より身近な形で理解を深められるよう、圏域ごとに研修会やフォーラムを開催しています。今後、さらに各圏域での講演会やシンポジウムなどの開催を支援していきます。

各々の障害者支援施設においても、ボランティアの受入れなど日常的に住民との交流を図り、地域に開かれた運営に努めることが重要になります。

ひとつのグループホームが設置されたことをきっかけに、地域の中に「障害のある方への理解」がじんわりと浸透していくということが各地で報告されています。

障害のある方が地域の中で、ごく普通に暮らしていくことにより、心のバリアフリーが実現に近づくものと考えます。